

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月
② 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間当時、夫と義父は、義父の兄が事業主だった会社で働いていた。婚姻後の私の国民年金加入手続は、義父が行ってくれたと思うし、年金手帳は会社に提出していたので、夫の給料から、私の国民年金保険料も引かれていると思っていた。自宅に納付書も送られてこなかったので、当然会社で納付しているものと確信していた。会社は倒産し帳簿などは残っておらず調べることはできないし、義父や義父の兄も亡くなっており詳細は不明だが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義父及び義父の兄は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和55年7月26日に厚生年金保険被保険者資格取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失、その後厚生年金保険被保険者であった夫と婚姻した58年5月*日に申立人の主張のとおり、任意加入被保険者として国民年金の資格を取得したものの、同年7月29日には同資格を喪失(61年4月からは第3号被保険者)したとされていることから、申立期間はいずれも国民年金に未加入となっている。

しかしながら、申立期間①については、申立人が昭和58年4月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、婚姻するまでの期間であり、国民年金の強制加入対象期間である上、申立人に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフ

イルム) 及びA市の納付データ(国民年金情報検索システム及び検認状況一覧表)では、当該期間を含む同年4月から同年6月までの期間の保険料が納付済みとされていることから、当該期間の保険料も納付されたものと考えられる。

一方、申立期間②については、婚姻後の任意加入対象期間であり、前記任意加入被保険者として昭和58年5月*日に取得した資格を同年7月29日に喪失したのは、A市の国民年金被保険者名簿に「58. 7. 28 申ソウ」(申請により資格を喪失したことを示すとみられる。)と記載があること、及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合していることから、申立人の申請によるものと考えられる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び同市の納付データのいずれにおいても、保険料が納付された形跡は見当たらないことから、当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年3月まで

20歳になった昭和63年*月に国民年金の加入手続を行ったが、申立期間当時はアルバイトによる収入のみで経済的に苦しかったため、国民年金保険料を納付することができず、最初は国民年金の加入手続と併せて免除申請を行い、その後は、毎年、申立期間の初めのうちはA町役場で、同町からB町に引っ越した後は、同町役場で免除申請し、保険料を免除してもらっていたはずであるので、申立期間の保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳に到達した昭和63年*月にA町において国民年金の加入手続に併せて免除申請を行い、B町に転居（平成元年1月）した後は、同町に免除申請をしていた。」としているところ、A町において申立人に係る国民年金の加入記録は無く、オンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿によると、同町において平成3年3月16日に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、この加入手続の際に申立人が20歳に到達した昭和63年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。

上記国民年金の加入手続が行われた以降に免除申請を行うことは可能であり、保険料の免除は免除の申請のあった日の属する月の前月からとされていることから、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の保険料について免除を受けることは可能であった。

また、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の平成2年度の保険料納付記録欄に「申免出した」との記載が確認できることから、申立人は加入手続と

同時に免除申請を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 63 年 3 月ごろから平成 15 年 3 月ごろまでは生活状況に特段の変化が無く、経済的に苦しかったとしている上、オンライン記録によると、申立期間直後の 3 年 4 月から 15 年 6 月までについては全額申請免除期間（5 年 4 月以降については後に追納。）とされていることから、加入手続時点で保険料の免除を受けることが可能であった 3 年 2 月及び同年 3 月の保険料について免除申請を行わなかったこととされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成 3 年 1 月までの保険料については、前記のとおり、国民年金の加入手続が行われたのは同年 3 月 16 日であり、これ以前に免除申請を行うことはできないこと、及び保険料の免除は免除の申請のあった日の属する月の前月からとされていることから、免除を受けることはできなかった。

また、申立人は A 町に居住していた間は、同町役場での免除申請時に免除申請書の提出を求められず、口頭での申出のみで免除申請を行っていたとしているが、同町によると、当時、免除申請をする被保険者に対しては、必ず免除申請書を提出させていたとしていることから、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成 3 年 1 月までの保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

母親が、国民年金制度開始時から私と兄二人の国民年金加入手続を行い、保険料も三人分一緒に納付してくれていたはずである。加入時期や納付方法について詳しいことは分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び昭和42年4月を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されている。1回目は、資格取得日を昭和35年10月1日として同年11月28日に申立人、申立人の長兄及び次兄と三人連番で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、国民年金の保険料徴収業務が36年4月から始まった申立期間は現年度納付することは可能であった。2回目は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した45年8月1日を資格取得日として同年7月27日に払い出されているが、その後、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号は59年8月に重複取消されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録を見ると、厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより、平成12年7月6日に昭和37年3月21日資格喪失、38年10月16日資格取得、39年4月1日資格喪失、同年12月16日資格取得、42年1月1日資格喪失の記録が追加され、この結果、それまで国民年金加入期間として納

付済みとされていた 37 年 4 月から 38 年 9 月までの期間、39 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 42 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料が平成 12 年 9 月に還付されていることが確認できる。このことから、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月については、申立期間当時、国民年金被保険者期間として取り扱われ、保険料の納付は可能であったものとみられる。

加えて、母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の長兄及び次兄の納付記録を見ると、その長兄及び次兄共に申立期間は納付済みとされている。このため、申立人、その長兄及び次兄の加入手続を一緒に行ったとする母親が、申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、母親はその長兄及び次兄と一緒に申立人の申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月については、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが平成 12 年 7 月に判明し、国民年金被保険者期間となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月31日から同年11月1日まで

A社B支店から同社C支店に異動した時の厚生年金保険被保険者記録が1か月無いことが分かった。

しかし、私は、A社を退職したことはなく、転勤しただけなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、「A社C支店に異動となったのは、昭和58年11月の初めごろだったと思う。」と述べていることから、申立期間については、A社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、昭和58年10月1日付けで標準報酬月額が30万円に改定されていることから、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本によれば、A社は平成19年3月*日に解散し、当時の事業主とも連絡が取れないことから確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和

58年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は150万円、申立期間②は90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

私は、ねんきん定期便を見て、申立期間の賞与について、会社が誤って賞与支払届を提出しなかったため、保険料控除額が年金に反映されていないことに気付いた。正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、及び健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立人は、申立期間①において150万円の、申立期間②において90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を39年9月1日、資格喪失日に係る記録を41年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月ごろから41年2月末ごろまで

私は、昭和39年6月ごろに同僚と一緒にA事業所に就職し、41年2月末ごろに結婚退職するまで販売の仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、「申立人と同僚B氏（昭和39年9月1日資格取得）と一緒に就職し、同じ店舗で販売の仕事をしていた。」と証言している。

また、申立人は、A事業所に昭和41年2末日まで勤務していたとする根拠について、「交際相手の申し込んでいた県営住宅の入居抽選が当選し、結婚が入居条件であったため、急きょ結婚が決まり、同住宅に引っ越す1か月ほど前に退職した。」と具体的に説明しているところ、戸籍の附票によると、申立人とその夫は、同年4月5日に当該県営住宅に住所を異動していることが確認できる。

さらに、当時のA事業所の従業員数についての複数の同僚の証言と、社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年3月1日までの期間においてA事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と経歴が類似する同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月から41年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年6月ごろから同年9月1日までの期間について、申立人は、「昭和39年6月ごろに同僚B氏と一緒に面接をしてA事業所に就職した。」と主張しているものの、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚を含む4人が、まとめて同年9月1日に資格取得していることから、当時の同事業所では、厚生年金保険の被保険者資格を入社と同時に取得させていなかった状況がうかがわれる。

また、A事業所は、昭和50年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が社会保険事務所(当時)に届出を行っておらず、保険料が納付されていない。事業主は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過し、厚生年金保険料を時効により納付できないので、正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②においてそれぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月から 14 年 11 月まで

A社勤務期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成4年3月は36万円、同年4月から同年10月までは38万円、同年11月及び同年12月は30万円、5年1月は38万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年7月までは38万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は30万円、6年2月から同年10月までは30万円、同年11月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から8年2月6日まで
年金記録によると、申立期間のA社での標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月から5年12月までの期間及び6年2月から7年2月までの期間については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高い額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成4年3月は36万円、同年4月か

ら同年10月までは38万円、同年11月及び同年12月は30万円、5年1月は38万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年7月までは38万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は30万円、6年2月から同年10月までは30万円、同年11月から7年2月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年1月及び7年3月から8年1月までの期間については、申立人から提出されたA社の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は同年12月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年4月から同年11月までの標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月25日から35年4月12日まで

「昭和20年9月1日より35年4月12日迄菓子製造販売」と記載された履歴書をもっており、B市で15年間、菓子製造・販売に従事していたので、申立期間の年金記録を調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において、事業所名は不明であるが、B市で菓子の製造販売に従事していたとしているところ、同市に所在するA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同一生年月日、同姓で名が一字異なる被保険者記録(昭和23年4月1日資格取得、同年12月31日資格喪失)が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

また、当該未統合記録は、申立期間以前に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社に係る厚生年金保険被保険者台帳(記号番号①)において、A事業所に係る記号番号②と重複との記載があり、同事業所に係る被保険者台帳(記号番号②)において、記号番号①と1文字異なる記号番号と重複との記載があることから、記号番号①の一部が誤記されたため、未統合記録となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録で

あると判断でき、申立人のA事業所における資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は同年12月31日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間うち、昭和20年9月25日から23年4月1日までの期間及び同年12月31日から35年4月12日までの期間については、申立人は、既に死亡しており、申立人の妻にも当時の記憶が無く、当該期間において勤務していた事業所名、事業主及び当時の同僚の名前等について確認できない。

また、上記のA事業所については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらず、所在地を管轄する法務局にも商業登記の記録が無く、同事業所に係る被保険者記録のある同僚も死亡等のため、申立人の当該期間における同事業所での勤務実態等についても確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成10年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月から同年9月までは18万円、同年10月及び11年2月から同年4月までは19万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、12年10月から13年9月までは19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から14年7月まで

A社に勤務していたが、厚生年金保険の保険料控除額がおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年4月から同年10月までの期間、11年2月から同年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（10年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月から同年9月までは18万円、同年10月及び11年2月から同年4月までは19万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間については、14年当時、申立人から保険料控除額がおかしい旨の申立てをA社が受け、同社が保険料の差額の計算及び精算（実際に計算及び精算した期間は、12年10月から14年7月までの期間）をしたことが、申立人から提出された同社の顧問会計事務所作成の社会保険是正表、差額計算表、同年7月の給与支払明細書等（以下「社会保険是正表等」という。）により確認できるところ、当該社

会保険是正表等により、申立人は、19 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人の給与支払明細書及び社会保険是正表等から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書、社会保険是正表等から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 2 月、同年 3 月、同年 11 月から 11 年 1 月までの期間、同年 5 月、同年 6 月及び同年 10 月から 12 年 9 月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 7 月までの期間については、同年 8 月 23 日付けで標準報酬月額が 20 万円から 22 万円に訂正されていることがオンライン記録により確認できるところ、上記のとおり差額の計算及び精算された社会保険是正表等から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正後のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本店における資格喪失日は、昭和21年2月2日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年1月28日から19年6月1日まで
② 昭和19年6月2日から21年2月2日まで

昭和17年1月下旬、B学校を戦争のため早期に卒業し、A社本店に同級生C氏と一緒に入社した。その後、同社D支店に転勤後、同年5月ごろ再度同社本店に転勤となり、19年6月ごろ軍隊に入隊、20年10月ごろ復員し、21年初旬に退社した。申立期間に厚生年金保険の記録が1か月しかないのはおかしい。確認して記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険（労働者年金保険）の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された在籍証明書によれば、申立人は当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、「(郵)」の表示が確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、○で囲んだ「郵」の表示が確認できることから、申立人は、当該期間において団体郵便年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人が一緒にA社本店に入社したとする同級生の同僚C氏も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、○で囲んだ「郵」の表示が確認できるところ、同人は、当該期間を含む昭和19年6月1日から21年3月2日までの期間の被保険者記録が確認できる。

加えて、社会保険庁（当時）の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合は、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法へ

の移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本店における資格喪失日は、昭和21年2月2日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和19年6月の記録から、200円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、A社から提出された申立人の在籍証明書及び経歴書により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる（昭和17年1月28日に同社本店に入社し、同年1月30日に同社D支店に異動、同年5月1日に同社本店に異動。）。

しかし、A社本店は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所であった記録が確認できない上、同社D支店は、18年4月1日に適用事業所となっており、当該期間のうち、申立人が同社同支店に勤務した期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記経歴書によると、申立人は、昭和18年10月1日に技術員として任用されたことが確認できることから、当該期間においては、労働者年金保険の対象者でなかったことがうかがわれる。

さらに、上記同僚C氏も、昭和19年6月1日からA社D支店において被保険者記録が確認できるものの、当該期間については被保険者記録が確認できない。

加えて、A社は、「当時の社会保険関係の資料は現存せず、当時の労働者年金保険の取扱い等は不明。」と回答している上、申立人は同社本店における同僚を記憶しておらず、申立人の当該期間における労働者年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4755

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和54年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年8月及び同年9月は9万8,000円、同年10月から54年7月までは10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月21日から54年8月21日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立人は、昭和54年8月20日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された健康保険被保険者資格喪失確認書により、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和54年8月21日であることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、厚生年金保険の資格喪失日の進達年月日が昭和54年8月24日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日より後に53年の定時決定が行われた旨記録されているなど、社会保険事務所における申立人に係る記録管理に不適切な状況が見受けられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年8月及び同年9月は9万8,000円、同年10月から54年7月までは10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月1日から52年2月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を49年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月24日から52年2月19日まで

私は、B社を退職後すぐにA事業所に勤務したはずである。ところが、年金記録を確認したところ、同事業所における申立期間の記録が空白とされていることが分かった。申立期間も同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主は、「申立人は、昭和49年9月30日に退職した同僚と入れ替わりで入社後、退職まで継続して勤務をした。」と証言している上、同事業所でアルバイトをしていた事業主の弟は、「申立人から提出された昭和49年秋のA事業所社員旅行の写真について記憶している。私は、51年2月まで働いたが、申立人と一緒に1年以上働いた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和49年10月1日から52年2月19日までの期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「申立人は正社員であった。正社員はすべて入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、複数の同僚は、「私は、入社と同時に厚生年金保険の加入記録がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月1日から52年2月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年2月の記録及び同僚の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料についても納付したと主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立人に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和52年2月19日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年10月から52年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年2月24日から同年10月1日までの期間については、同年9月までA事業所に在籍していた同僚や事業主に確認しても、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできず、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年10月まで

私は、平成12年12月1日から14年8月1日までA社に勤めた記録があるが、12年12月から13年10月までの標準報酬月額は9万8,000円、同年11月から14年7月までの標準報酬月額は24万円となっている。しかし、給与はずっと変わらなかったため、申立期間について、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年1月から同年10月までの期間については、申立人から提出された同年分の源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成12年12月については、申立人から給与明細書等の資料の提出は無いものの、オンライン記録において、当該月に係る標準報酬月額は、直後の上記期間に係る標準報酬月額と同額であることから、申立人は、当該月においても、上記期間と同額（22万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該源泉徴収票により確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年11月10日）及び資格取得日（38年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を36年11月から37年9月までは2万4,000円、同年10月から38年9月までは2万6,000円、同年10月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月10日から38年11月1日まで

私は、昭和34年ごろからA社で働き始め、申立期間においては、業務も忙しく休む暇も無かったと記憶している。業務が多忙であったと記憶する時期に、年金記録では、2年間も休職・退職したとされているが、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社において昭和35年9月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年11月10日に同資格を喪失後、38年11月1日に同社において再度同資格を取得しており、36年11月から38年10月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが推認できる。

また、当該同僚は、「申立期間の前後で申立人の雇用形態及び仕事内容の変更は無かった。当時、申立人が勤務していた職場は、製造業務しかなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、「申立期間当時の従業員は、全員を厚生年金保険の被保険者としていた。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、A社では申立人を除いて、厚生年金保険被保険者記録に中抜け期間のある同僚は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年10月及び38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録、並びに同僚の記録から、36年11月から37年9月までは2万4,000円、同年10月から38年9月までは2万6,000円、同年10月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から38年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社に平成16年12月1日から17年3月31日まで在籍した。同年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では同年3月30日が資格喪失日とされ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び就業条件明示書(兼)派遣労働者雇入通知書、A社から提出された賃金台帳及び派遣元管理台帳、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成17年3月31日まで継続して在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、「申立人について申立てどおりの届出を社会保険事務所(当時)に行い、保険料も納付している。」としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は、A社が加入するB健康保険組合における資格喪失日と同日(平成17年3月30日)と記録されており、同健康保険組合及び社会保険事務所が、いずれも誤って同日を資格喪失日として記録したとは考え難い

ことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和38年7月1日から40年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年7月1日、資格喪失日に係る記録を40年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月21日から37年3月21日まで
② 昭和37年3月21日から同年8月21日まで
③ 昭和37年8月21日から40年9月21日まで

私は、申立期間①はB社、申立期間②はC事業所、申立期間③はA社に勤務していた。しかし、その期間が厚生年金保険の被保険者記録とされていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の事業主は、「申立人と一緒に働いた。勤務していた期間は、昭和38年5月から40年9月までだったと思う。」と証言している上、同社で昭和38年7月1日に資格取得している同僚は、「私が、A社に入社した時には、申立人は既に同社に勤務していた。」と証言しているとともに、同社で40年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「私が退職した時には、申立人は、A社に勤務していた。」と証言していることから判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも38年7月1日から40年8月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業主は、「申立期間当時は、正社員以外の雇用形態は無かった。申立人も正社員として勤務していたと思うので、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言している。

さらに、申立人、事業主及び同僚が記憶するA社の従業員の人数は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる当時の同社の被保険者数とおおむね一致していることから、同社では、ほぼすべての従業員について被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

なお、A社の厚生年金保険適用事業所台帳により、同社は、昭和38年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月1日から40年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の記録から判断して、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管している申立期間中の昭和39年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に申立人の氏名の記載があることから、保険料についても納付したと回答しているものの、当該通知書の記載内容からは、事業主が申立人の被保険者資格の取得届を提出したこと、及び社会保険事務所（当時）に申立人に係る保険料を納付したことがいずれも確認できないところ、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や、被保険者資格の喪失届を提出する複数の機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和37年8月21日から38年7月1日までの期間及び40年9月1日から同年9月21日までの期間については、A社は、38年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、37年8月21日から38年7月1日までの期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社において昭和38年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業主を含めた同僚は、同社に勤務したとみられる同日前の期間に係る被保険者記録が確認できない。

さらに、昭和40年9月1日から同年9月21日までの期間については、退社時期を特定できる証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、当時の住宅地図及び電話帳から、申立人が記憶する所在地にB社が存在したことが確認できることから、時期は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前も覚えておらず、申立人のB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人は、C事業所の所在地、事業主の氏名及び事業内容を詳細に記憶しており、その内容は、同事業所で厚生年金保険被保険者記録のある同僚の証言内容と一致していることから、期間は定かでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所の厚生年金保険適用事業所台帳によると、同事業所は、申立期間②後の昭和40年10月26日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時に適用事業所であったことが確認できない。

また、C事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の昭和38年4月に入社したとする同僚は、「私が入社した時は、C事業所は個人事業所であった。まだ従業員も少なかったので、社会保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、24万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から10年7月まで

私は、申立期間にA社から32万円ほどの報酬を得ていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、少ない額で記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年11月から5年1月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、同年2月17日付けで、4年11月1日まで遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、同社の被保険者5人の標準報酬月額も5年2月17日付けで、遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主のほか2人については、オンライン記録によると、平成5年2月17日付けで、4年9月30日まで遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の従業員は、申立期間当時、同社の経営状態が悪かったことを証言しているところ、同社の事業主は、当時の資料は無いものの、当該遡^{そきゅう}及^{そきゅう}訂正について、「申立期間当時、100万円ほど保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して減額することや、直近に病気等で健康保険証を使った者でなければ、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させることによって、保険料滞納額を減らすことができると聞いて、そ

うしてくれるよう社会保険事務所の職員にお願いした。また、役員及び従業員に対して標準報酬月額の減額に関しての説明や給与から控除した保険料の還付も行っていない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成5年2月17日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年11月1日まで遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年11月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から10年7月までの期間について、オンライン記録によれば、遡^{そきゅう}及して減額訂正を行った日以降の最初の定時決定（5年10月1日）以降には、遡^{そきゅう}及して減額訂正された標準報酬月額の記録は無い上、A社の事業主は、「当時の賃金台帳などの資料は廃棄しており、保険料控除を確認できる資料は無いが、届出は正しく行っていた。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、当該期間にA社の被保険者記録のある同僚についても、平成5年10月から10年7月までの期間について遡^{そきゅう}及して減額訂正された標準報酬月額の記録は無い上、当該複数の同僚は、当時の給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、当時の給与額についての記憶も曖昧^{あいまい}である。

さらに、オンライン記録によれば、当該複数の同僚の標準報酬月額に比べて、当該期間に申立人の記録だけが特に低額であったという事情も見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月から10年7月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、私は、A社から賞与の支給があつたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無いが、オンライン記録によると、申立期間にA社の被保険者記録のある同僚全員について、申立期間の賞与支払届に係る記録が無いところ、複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間の賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された預金通帳で確認できる賞与振込額の検証により推認できる賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としてい

るが、上述のとおり、オンライン記録によると、申立人を含むA社の被保険者全員について、申立期間に係る賞与支払届の記録が確認できない上、このうち、同僚3人は、自らが所持する賞与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の者の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成5年8月から6年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月から7年7月までは26万円、同年8月から9年7月までは30万円、同年8月から15年2月まで及び同年4月から16年2月までは32万円、同年3月から19年7月までは38万円、同年8月から20年2月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間②は9万9,000円、申立期間③は25万9,000円、申立期間④は33万9,000円、申立期間⑤は46万円、申立期間⑥は68万4,000円、申立期間⑦は44万5,000円、申立期間⑧は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑧については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成20年2月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月12日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年7月13日
⑧ 平成19年12月25日

申立期間①については、給与明細書が残っている期間について確認できる報酬月額及び保険料控除額が厚生年金保険の標準報酬月額の記録と大きく

異なっている。調査して、申立期間①について、正しい厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②から⑦までについては、賞与支給に係る厚生年金保険の記録が無く、申立期間⑧については、標準賞与額が給与明細書の額と異なる。こちらも調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成5年10月から20年2月（15年3月を除く。）までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成5年8月及び同年9月については、申立人から給与明細書は提出されていないものの、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額が、直後の期間（上記の期間）に係る標準報酬月額と同額であることから判断して、当該期間についても、申立人は、直後の月（同年10月）の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、平成5年8月から6年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月から7年7月までは26万円、同年8月から9年7月までは30万円、同年8月から15年2月まで及び同年4月から16年2月までは32万円、同年3月から19年7月までは38万円、同年8月から20年2月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人の給与の実態に見合う標準報酬月額の届出及び保険料の納付は行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、給与明細書の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成5年7月までの期間については、申立人及び事業所から給与明細書等の資料の提出が無く、複数の同僚（7人）に照会したところ、2人から回答を得られたものの、このうち1人は、当

時の給与明細書を所持しておらず、もう1人は、給与明細書を所持していたものの、申立人より10歳も年長者であるため給与水準が異なっており、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間①のうち、平成15年3月については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成5年7月までの期間及び15年3月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成5年7月までの期間及び15年3月において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間②は9万9,000円、申立期間③は25万9,000円、申立期間④は33万9,000円、申立期間⑤は46万円、申立期間⑥は68万4,000円、申立期間⑦は44万5,000円、申立期間⑧は80万円の標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準給与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は9万9,000円、申立期間③は25万9,000円、申立期間④は33万9,000円、申立期間⑤は46万円、申立期間⑥は68万4,000円、申立期間⑦は44万5,000円、申立期間⑧は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、給与明細書の保険料控除額に見合う標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準給与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑧については、訂正前の標準給与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年7月まで

ねんきん定期便を確認したところ、私の昭和62年10月から63年7月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を4万円と記録されたことにより、6万8,000円で決定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、34万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とB厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

さらに、A社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、34万円と入力すべきところを、4万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 26 日から 27 年 10 月 29 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 12 月 20 日まで

私は、A社を退職した後に脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年3か月後の昭和40年4月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、申立期間の脱退手当金を申立人本人が請求したのであれば、自分の生年月日を請求書に誤って記載するとは考えられず、同請求書に基づいて脱退手当金の事務処理が行われたとすれば、当該被保険者名簿の生年月日欄が修正されていないのは不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から55年3月までの期間及び59年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から55年3月まで
② 昭和59年12月から61年3月まで

会社を退職した昭和45年12月ごろに父親が私の国民年金加入手続きを行ってくれ、49年5月に結婚するまでは父親が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、昭和60年度は全額申請免除となっているが、手続きを行ったことは無く、将来のことを思って生活が苦しい時でも年金だけは保険料を納付してきた。

数年前にA社会保険事務所(当時)へ行って調べてもらったところ、その時は、夫婦共に納付してありますと言われたが、ねんきん定期便では違っていた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和45年12月ごろに父親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、婚姻(49年5月)するまで保険料を納付してくれたとしており、申立人自身は加入手続きに直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、加入手続き及び婚姻するまでの保険料納付の状況は不明である。

2 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和55年9月11日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手

続が行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した45年12月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。

- 3 上記2のことから、申立期間①当時は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかつた上、加入手続時点を基準とすると、申立期間①のうち昭和45年12月から53年6月までの期間については、既に時効が成立しており、保険料をさかのぼって納付することもできなかつた。また、同年7月から55年3月までの期間については、加入手続時点において過年度保険料としてさかのぼって納付することは可能であったものの、保険料を納付したとする妻は、銀行等で毎月払っていたとしており、さかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、保険料を納付したとは考え難い。
- 4 申立期間②のうち昭和59年12月から60年3月までの期間については、オンライン記録に「S61.11.6 納付書作成」との記載があり、これは当該期間に係る過年度納付書の作成と考えられることから、61年11月6日の時点において当該期間は未納であったこととなることから、保険料を納付したとする妻は、申立期間①同様、当該期間についてもさかのぼって納付したことは無いとしていることから、保険料を納付したとは考え難い。
- 5 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立期間①及び②のうち昭和59年12月から60年3月までの期間については未納とされており、申立期間②のうち同年4月から61年3月までの期間については全額申請免除とされている上、一緒に保険料を納付していたとする妻も申立期間（申立期間①のうち婚姻前の期間を除く。）は同様の記録となっていることが確認できる。
- 6 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から55年3月までの期間及び59年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から55年3月まで
② 昭和59年12月から61年3月まで

昭和49年5月に結婚した後、A市で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、昭和60年度は全額申請免除となっているが、手続を行ったことは無く、将来のことを思って生活が苦しい時でも年金だけは保険料を納付してきた。

数年前にB社会保険事務所(当時)へ行って調べてもらったところ、その時は、夫婦共に納付してありますと言われたが、ねんきん定期便では違っていた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、婚姻(昭和49年5月)後に、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、55年9月11日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した48年9月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。

2 上記のことから、申立期間①当時は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかった上、加入手続時点を基準とすると、申立期間①のう

ち昭和48年9月から53年6月までの期間については、既に時効が成立しており、保険料をさかのぼって納付することもできなかった。

- 3 申立期間①のうち昭和53年7月から55年3月までの期間については、加入手続時点において過年度保険料としてさかのぼって納付することは可能であったものの、申立人は、「これまでに保険料をさかのぼって納付したのは、加入手続時に未納となっていた2、3か月から半年ぐらいまでの期間だけである。」としており、これは納付済みとされている加入手続時以前の同年4月から同年8月までの現年度保険料のこととみられることから、当該53年7月から55年3月までの保険料を納付したとは考え難い。
- 4 申立期間②のうち昭和59年12月から60年3月までの期間については、オンライン記録に「S61.11.6 納付書作成」との記載があり、これは当該期間に係る過年度納付書の作成と考えられることから、61年11月6日の時点において当該期間は未納であったこととなるところ、申立人は、申立期間①同様、当該期間についてもさかのぼって納付したことは無いとしていることから、保険料を納付したとは考え難い。
- 5 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立期間①及び②のうち昭和59年12月から60年3月までの期間については未納とされており、申立期間②のうち同年4月から61年3月までの期間については全額申請免除とされている上、一緒に保険料を納付していたとする夫も申立期間（申立期間①のうち婚姻前の期間を除く。）は同様の記録となっていることが確認できる。
- 6 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年3月まで

私は20歳になった当時は学生だったが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料5万円ぐらいを納付したと聞いていた。就職した会社に年金手帳を提出した際に、クリップで留めてあった申立期間の領収書は回収されてしまったので証明することはできないが、確かに申立期間の保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、通常、加入手続後に交付される年金手帳の受領、保険料額などの記憶は無いとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、母親は、申立人が20歳（昭和61年*月）になったころ、申立期間当時に居住していたとするA市B区において申立人の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成2年6月14日に同市C区で行われており、同市B区において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続は、同年6月ごろに同市C区において初めて行われたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、当時、国民年金の任意加入対象者であったところ、オンライン記録では、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年5月1日とされており、これは申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、母親が当該期間の保険料を納付することはで

きなかったものと考えられる。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

私は、国民年金に加入後の昭和48年4月から昭和57年度に免除を認められるまでの加入期間において国民年金保険料を未納としたことはなく、56年4月から57年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。また、免除期間の保険料は追納の納付書が届いた時点でまとめて金融機関で納付したので、57年度の免除とされている期間についても納付したと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は公簿によると、昭和55年10月にA市に転居したとされているが、申立人は、転居後、同市において国民年金の住所変更手続を行った時期、並びに申立期間のうち、昭和56年度の保険料の納付時期、納付場所、納付周期及び納付金額を覚えておらず、同様に、申立期間のうち、申請免除とされている57年度の保険料についても、追納申出時期、追納時期及び追納金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年度の摘要欄には「被保険者通知」のゴム印が押されていることが確認できる。このことから同年度の保険料については、現年度納期限時点では未納であったため、57年度に社会保険事務所（当時）から申立人あてに56年度保険料が未納である旨の通知と納付書が送付されたものとみられるが、申立人は、57年度以降61年度までの期間について、申請免除が承認されていることから、57年度当時に56年度の保険料を過年度納付する状況になかったと考えられる上、オンライン記録及びA

市の記録共に同年度の保険料は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間のうち、申請免除とされている昭和 57 年度については、追納申込及び追納に係る納付書が発行された形跡は見当たらない上、オンライン記録及びA市の記録共に同年度は申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から63年3月まで

私は、昭和49年に会社退職後、国民年金の加入手続を行った。この加入手続を行った後の申立期間の国民年金保険料は、商売が忙しく数回は納付を忘れたことがあったかもしれないが、こんなに長期間未納にしておいたことは絶対に無い。また、申立期間において2年間申請免除とされているが、免除申請した記憶も無い。申立期間の保険料の納付については、集金の時もあったと思うが、当時居住していたA市役所及びB市C区役所の窓口又は金融機関で納付していたという記憶しかない。申立期間が未納又は申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金被保険者台帳では、申立期間は、国民年金加入期間（平成12年11月29日に昭和59年4月1日に資格喪失し、61年4月1日に資格取得したとする記録の追加が行われている。）とされていたことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、当時居住していたA市役所及びB市C区役所の窓口又は金融機関で納付していたという記憶がなく、納付周期、納付時期、納付方法及び納付金額の記憶は無いとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間においては、免除申請を行った記憶は無いとしているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者名簿及びB市の国民年金情報検索システムではいずれも申立期間のうち、昭和54年度及び58年度は申請免除と記載されており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、

当該期間が申請免除期間であることについて不自然な点は見受けられない上、申立人は、当該期間の保険料を追納した記憶も無いとしている。同様に、申立期間のうち、申請免除とされている54年度及び58年度を除く期間についてもオンライン記録、国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者名簿及びB市の国民年金情報検索システムではいずれも未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無い上、11年余りの長期間にわたり記録漏れが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで

私が、大学生であった時、学生でも20歳から国民年金保険料を納付する制度が実施されたので、母親は私が20歳になった時、A町役場で国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料の納付は金融機関で行い、保険料が安くなるので申立期間の保険料を1年単位で一括して納付し、領収書を受け取ったと聞いていた。納付を証明するものは無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親から聴取したところ、学生でも強制的に国民年金に加入しなければならなくなったので、申立人が20歳になった時に当時自身が勤務していたB市の担当窓口で加入手続きを行い、申立期間の保険料は、毎年、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書で金額は覚えていないが保険料が安くなると言われたので、一括して金融機関で納付したとしている。しかしながら、i) 学生の国民年金加入が強制適用となったのは平成3年4月からであること、ii) 申立期間当時、申立人及びその母親共にA町に居住していたとしていることから、母親が勤務していたB市で申立人の加入手続きを行うことはできないこと、iii) 申立期間の保険料は、安くなることから1年分一括して納付したとしていることから、母親は、申立期間の保険料を前納したとする主張と思われるが、前納に係る納付書は、市町村で発行しており、当時、社会保険事務所では発行していなかったことから、母親の申立人に係る加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の

国民年金手帳記号番号は、C市において資格取得日を平成7年4月1日として同年5月1日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致する上、B市では申立人に係る加入記録が存在しないとしていることとも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象となる期間であり、この期間について、制度上、加入手続の時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月

私は、厚生年金保険被保険者資格を喪失(昭和46年12月31日)した後、47年1月10日ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の保険料を自身の分のみ納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月10日ごろにA市役所で自身と妻の加入手続を行い、その際に申立期間の保険料は窓口で自身の分のみ納付し、妻の分は納付しなかったとしているものの、申立期間の保険料額については覚えてないとしており、保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和47年1月31日にA市で払い出されていることから、このころに申立人及びその妻の国民年金の加入手続が行われたものとみられ、この加入手続時における資格取得日は申立人及びその妻共に同年1月1日とされている。このことは、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳及び同市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日もも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人が申立期間の保険料を納付したとする同年1月末時点では、申立人及びその妻共に申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、前述の申立人の資格取得日が平成10年3月24日に昭和47年1月1日から46年12月31日と訂正されていることが

確認でき、この資格取得日が訂正された時点では、申立期間は国民年金加入期間となるものの、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月から同年8月まで

私が会社退職（平成15年5月）後、国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えていないものの、しばらくすると社会保険事務所（当時）からはがきで国民年金保険料の督促があった。私は、そのはがきで金融機関に約7万6,000円を一括納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成15年5月）後の申立期間に係る国民年金の加入手続時期及び加入手続場所については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続時の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料約7万6,000円を金融機関で一括納付したとしているところ、申立期間の保険料をまとめて納付する場合の金額は5万3,200円となることから、申立人の主張とは相違する上、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付時期についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成15年5月21日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、同年7月に申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨状が送付されたこととされており、その後、16年1月に未加入期間国民年金適用勸奨状が送付され、17年2月22日には「勸奨関連対象者一覧」がA市に送付されていることが確認でき、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。このことから、社会保険事務所から申立人に対して、申立期間に係

る国民年金の第1号被保険者への再取得手続の勸奨状が送付されたものの、当該手続は行われなかったものとみられる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月、52年7月から同年12月までの期間及び53年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月
② 昭和52年7月から同年12月まで
③ 昭和53年2月から同年5月まで

私は、A市B区役所から国民年金の加入手続の案内があったので、社会保険事務所（当時）で国民年金に加入した。国民年金保険料は、C銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は、C銀行で納付していたとしているところ、i) 当時、国民年金の加入手続は住民票のある市町村役場で行うこととされていること、ii) 申立期間当時、A市では、主として集金人（国民年金推進員）による3か月ごとの保険料徴収方式を採っていた上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立期間当時、申立人が居住していたA市においても申立人に係る資格記録は存在しないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月ごろから51年ごろまで
② 昭和52年3月21日から53年3月ごろまで
③ 昭和54年3月22日から同年12月ごろまで
④ 昭和57年3月25日から58年5月ごろまで
⑤ 昭和62年5月ごろから平成元年9月1日まで
⑥ 平成14年6月10日から15年3月21日まで

申立期間①について、昭和49年5月ごろから51年ごろまでA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間②について、昭和51年4月21日から53年3月ごろまでB社に勤務していたにもかかわらず、52年3月20日に退職したとされており、厚生年金保険の記録が1年間空白となっている。

申立期間③について、昭和54年2月8日から同年12月ごろまでC社に勤務していたにもかかわらず、同年3月21日に退職となっており、厚生年金保険の記録が9か月間空白となっている。

申立期間④について、昭和55年1月7日から58年5月ごろまでD社に勤務していたにもかかわらず、57年3月24日に退職したとされており、厚生年金保険の記録が14か月間空白となっている。

申立期間⑤について、E社に昭和62年5月ごろに入社したにもかかわらず、被保険者資格の取得日は平成元年9月1日と記録されており、厚生年金保険の記録が28か月間空白となっている。

申立期間⑥について、F社に平成14年6月10日に入社したにもかかわらず、被保険者資格の取得日が15年3月21日と記録されており、厚生年金保険の記録が9か月間空白となっている。申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「昭和49年から51年当時の従業員名簿、社会保険関係の資料が見当たらないことから、申立人が当社に在籍していたか否かについて確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の上司及び同僚の名前を覚えておらず、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていない旨証言していることから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間①において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、G厚生年金基金から提出された「加入員異動履歴照会」によると、申立人のB社における資格喪失日は昭和52年3月21日と記載されており、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致しているとともに、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は同年3月20日とされており、当該離職日の翌日も、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「厚生年金保険進達記録」欄には「喪失52.4.5」と、申立人の資格喪失届について、社会保険事務所（当時）における処理日が記載されている。

さらに、B社は、平成11年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同年8月*日に破産宣告を受け、13年9月*日に破産終結しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を覚えておらず、B社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人が勤務していたのは覚えているが、退職した時期については覚えていない。」、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等の記録を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、勤務実態等は分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚の名前を覚えておらず、C社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、いつ退職したのかまでは覚えていない。」、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「証返納年月日」欄には「54.4.14」、「厚生年金保険進達記録」欄には「54.4.16」と、申立人の健康保険被保険者証及び資格喪失届について、社会保険事務所における処理日等が記載されている。

申立期間④について、D社から提出された「57.3給料明細表」及び「57年4月度給料表」により、申立人が昭和57年3月に同社を退職し、退職月の同年3月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のD社における離職日は昭和57年3月23日とされており、当該離職日の翌々日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日とされており、おおむね同時期となっている。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「証返納年月日」欄には「57.4.2」、「厚生年金保険進達記録」欄には「57.4.3」と、申立人の健康保険被保険者証及び資格喪失届について、社会保険事務所における処理日等が記載されている。

加えて、D社において申立期間④に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人は、1年ないし2年ぐらい勤めて辞めたと思う。」、「私は昭和57年10月25日に退職したが、申立人はその前に辞めたことを覚えている。」と証言しており、申立人の当該期間における勤務をうかがわせる証言は得られない。

申立期間⑤について、E社からの回答、雇用保険の記録、及び同社において一緒に勤務していたとする同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間のうち、少なくとも平成元年4月1日以降の期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、E社から提出された「適用通知書」（社会保険事務所から同社あてに発出された文書）により、同社が平成元年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、それ以前の申立期間⑤において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、E社の申立期間当時の事業主は、「E社が適用事業所になるまでは、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。従業員には、国民年金に加入するよう指導していた。」と証言しているところ、同社に、平成元年9月1日以前から勤務していたとする複数の同僚は、いずれも「適用事業所になるまでの期間については、国民年金に加入していた。それまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨証言している。

申立期間⑥について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてF社に勤務していたことが認められる。

しかし、F社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が平成15年3月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、F社において申立期間⑥に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「F社では試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」、「入社してから、8か月間ぐらいは試用期間があり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、試用期間の長さは一律ではないものの、すべての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月及び同年 8 月

事業所において、基金に対しては報酬月額変更届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に対しては当該変更届の提出を怠ってしまったようで、厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円とされていたところ、A社は、平成22年7月26日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出し、同年8月3日付けで、当該期間に係る標準報酬月額の記録が44万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該訂正後の標準報酬月額は、当該期間に係る保険給付には反映されない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、A社から提出された給与明細書により、申立人は申立期間において当該訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社は、「基金から、基金の記録と厚生年金保険の記録で一致していないものがあるので確認願いたいとの依頼があり、当社で調査した結果、申立人の申立期間における標準報酬月額が、基金では44万円と記録されているのに対して、厚生年金保険の記録は36万円とされており、一致していないことが分かった。どうも、標準報酬月額の随時改定と定時決定を混同したようで、

基金に対しては厚生年金基金加入員報酬標準給与改定通知書を提出したものの、社会保険事務所に対しては改定通知書を提出しなかったようだ。なお、申立期間の2か月間については、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月及び同年 8 月

事業所において、基金に対しては報酬月額変更届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に対しては当該変更届の提出を怠ってしまったようで、厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円とされていたところ、A社は、平成22年7月26日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出し、同年8月3日付けで、当該期間に係る標準報酬月額の記録が41万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該訂正後の標準報酬月額は、当該期間に係る保険給付には反映されない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、A社から提出された給与明細書により、申立人は申立期間において当該訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社は、「基金から、基金の記録と厚生年金保険の記録で一致していないものがあるので確認願いたいとの依頼があり、当社で調査した結果、申立人の申立期間における標準報酬月額が、基金では41万円と記録されているのに対して、厚生年金保険の記録は36万円とされており、一致していないことが分かった。どうも、標準報酬月額の随時改定と定時決定を混同したようで、

基金に対しては厚生年金基金加入員報酬標準給与改定通知書を提出したものの、社会保険事務所に対しては改定通知書を提出しなかったようだ。なお、申立期間の2か月間については、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から46年2月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤めていた時の厚生年金保険被保険者記録が無いことに気が付いた。同社B支店の営業職として働いていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、前述の複数の同僚のうちの一人は、「営業職で入社した者は、試用期間があり、正社員になってから、厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、別の同僚も、「営業職の試用期間中は歩合給であり、正社員になってから固定給がつく仕組みだった。営業職は、勤めた最初から正社員ではなかった。」と証言していることから、A社では、入社と同時に従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

また、A社は、平成6年12月*日に解散している上、同社の事業を承継したC社は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人のA社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 19 年 1 月 31 日まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社のタイムカード及び雇用保険の記録により、申立人が同社に平成 19 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたことが認められる事案とされているところ、A社は、「平成 19 年 1 月分の申立人の給与からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月19日から12年5月16日まで

私は、申立期間においてA社に勤務しており、同僚は同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、私も当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員名簿(平成11年11月現在の在籍者に係る入社年月日等を記載したもの)、雇用保険の記録及びA社の事業主等の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成13年2月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関係資料も無く、事業主及び当時の事務担当者も当時の記憶が曖昧であることから、申立人に係る同社での厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録及び社員名簿の記載内容によれば、平成11年11月現在の在籍者の中に、申立人と同様、厚生年金保険被保険者資格を取得していない者が確認できる上、同年11月時点までに、A社では、少なくとも延べ69人が勤務していたことが認められる一方、同社の最終払出健康保険整理番号は34とされており、同社においては、全社員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金第1号被保険者とされており、当該期間に係る国民年金保険料が申立期間当時に収納されたことが確認できる上、申立人の父は、「息子が厚生年金保険に加入していなかった期間については、私が国民年金保険料の納付を行っていた。」

と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 9 月末まで A 社 B 支店及び同社 C 支店で勤務した。その間、厚生年金保険被保険者記録は、同社の関係事業所（同社事業主の親族が経営）間で転籍したことになっているが、記録がつながっていない時期が 3 か所あるので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社で継続して勤務していたと主張しているところ、同社の事業主の証言から、申立人は、同社の関係事業所である D 社に籍があり、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D 社は、昭和 51 年 9 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①において適用事業所としての記録が確認できない。

また、D 社の事業主に照会したが、回答は得られず、申立期間①における申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、当時、申立人と同様に D 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A 社において資格を取得した記録がある者 3 人（うち 1 人は D 社及び A 社の関係事業所である E 事業所の事業主）も、当該期間に係る被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間①において A 社は厚生年金保険の適用事業所であるが、申立人の雇用保険の記録（昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 5 月 28 日まで）は、同社における厚生年金保険被保険者期間と合致している上、同社の事業主は、「当該期間における厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答している。

申立期間②について、A社の事業主は、「申立人がA社からE事業所に転籍する際、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和52年5月29日である旨E事業所に申し送りし、空白期間ができないようにしたつもりだった。」と証言していることから、申立人は、当該期間においてE事業所に在籍していたことがうかがえる。

しかし、E事業所の事業主は、申立期間②における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、「関連資料が無く不明。」と回答しており、申立人の当該期間における同事業所での厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社は、昭和52年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所としての記録が確認できないところ、同社の事業主は、「申立期間②における厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答している。

さらに、当時、申立人と同様にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、E事業所において資格を取得した記録がある者2人（うち1人はA社事業主）も、申立期間②に係る被保険者記録が無いことが確認できる。

申立期間③について、E事業所は、昭和52年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、E事業所の事業主は、申立期間③における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、「関連資料が無く不明。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にE事業所において被保険者記録を喪失したA社の事業主及び同僚からは、申立期間③当時の申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月16日から同年9月1日まで

私は、昭和59年8月16日にA社に入社していることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月16日からA社に勤務していたとして、担当業務の引継ぎを受けた前任者の名前を挙げているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は、同年8月26日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人が同社において、少なくとも同日前から勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者（事業主の妻）は、人事記録等の関連資料は無いと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事務担当者は、申立人について、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを行わなかった可能性に言及しており、申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と証言している上、申立人の当該控除に関する記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から62年1月19日まで

私は、昭和54年にA事業所（法人化後は、B社）に入社したが、年金記録を確認したところ、法人化されるまでの間について年金記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人は、A事業所が法人化した日（昭和62年1月*日）より前から勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、A事業所の給与計算及び社会保険関係事務を行っていたとする申立人の父である事業主は、「B社は既に倒産したため、当時のA事業所に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人が昭和62年1月19日に健康保険整理番号*番で資格取得するまでの間に、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿でも、申立人がB社において同日に資格取得していることが確認できる。

さらに、上記の複数の同僚からも、申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いについて、具体的な証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 12 月 27 日まで
② 昭和 41 年 1 月 7 日から同年 4 月 30 日まで

私は、当時のA社の社長の奥さんと出身地が同じで、同郷の先輩のB氏も同社で勤務していたので、同社に入社した。同社勤務時代に、同僚が勤務中に顔を車のドアに挟まれ、ケガで病院に7か月入院した。私も厚生年金保険料が控除されていたと思う。同社は、勤務外で事故を起こしたため退職した。C社では、木の電柱をコンクリートの電柱に取り替える仕事をしてしたが、4か月で退職した。A社及びC社共に、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「先代社長の母親の出身地は申立人の主張と一致しているものの、試用期間の有無や、厚生年金保険の事務手続など、記録が何も無い上、当時の状況を知る者がすべて退職しているので分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同郷の先輩は既に死亡している上、当時の同僚で連絡先が分かった3人については、回答が得られない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号を昭和41年12月20日に実家のある市町村で払い出されており、申立期間のうち、40年4月以降の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②について、C社は、「多分試用期間は3か月あったと思うが、就業規則等の書類が無いため、厚生年金保険の事務手続など、何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社から提出された従業員名簿（昭和41年4月1日現在）には69人の氏名が記載されているが、申立人の名前は見当たらない上、そのうち2人は、同社での厚生年金保険の記録が無く、1人は資格取得日が44年7月1日となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

加えて、申立人のC社における雇用保険の記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から 16 年 2 月まで

A社において、毎月の報酬月額が約 43 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 26 万円とされている。同社から支給された報酬月額より低い標準報酬月額になっているので、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(平成12年2月から16年2月まで(一部期間を除く。))及び源泉徴収票(10年から15年まで)により、申立期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額(44万円)は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額(26万円から28万円)よりも高い額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、給料支払明細書及び源泉徴収票に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日と同日の昭和 46 年 10 月 31 日と記録されているので、当該資格喪失日を同年 11 月 1 日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 10 月末まで、営業所の所長としてA社に勤めていた。同社は月給制になっており、同年 10 月 31 日に退職したので、資格喪失日は同年 11 月 1 日になると思う。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当社で作成した健康保険並びに厚生年金保険被保険者（被扶養者）台帳（以下「台帳」という。）によると、申立人は、昭和46年10月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する届出についても、申立てどおりには行っていない。また、給与は、月給制ではあっても、退職時には給与を日割計算して支給しており、月度の途中で退職した場合は、1か月間在籍した扱いにはしていない。」と回答している。

また、A社から提出された台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社では、特定の日に被保険者資格を喪失させている状況はうかがえず、申立人と同様に資格喪失日が月末である同僚も複数見られ、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、昭和46年10月31日と記載されており、オンライン記録及びA社から提出された台帳とも一致している。

加えて、雇用保険の記録によると、A社における離職日（昭和 46 年 10 月

30日)の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4778 (事案 275 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 35 年 6 月 15 日まで
前回の申立てについて、厚生年金保険料を A 社の給与から控除されていたことが確認できないという通知を受けたが納得できない。新たに、支店長の B 氏、先輩の C 氏、同僚の D 氏の名前を思い出したので、再度調べて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、昭和 34 年 4 月から 35 年 6 月 15 日までの期間とされていたところ、A 社は、48 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は同僚を記憶しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定には納得できない。支店長の B 氏、先輩の C 氏、同僚の D 氏を思い出したので、調べてほしい。」と新たに主張し、申立期間の始期を変更して再度申し立てたものである。

しかし、申立人が名前を挙げた B 氏、C 氏及び D 氏から、新たに証言が得られたものの、B 氏及び C 氏は、申立人を記憶しておらず、D 氏は、「申立人を記憶しているが、入社時期は分からない。」と証言している。

また、申立人は、「E 市にあった F 支店に入社し、その後、支店が移転したことは無かった。自分より後で同支店に入社した人はいない。」と主張しているところ、複数の同僚が、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格

を取得している記録が確認できる上、上記複数の同僚は、いずれも、「支店は、入社した時はG市にあったが、その後、E市に移転した。」と証言しており、このうち二人は、「昭和35年3月ごろ、E市に支店が移転した。」と証言し、支店の移転時期についても記憶している。

さらに、上記複数の同僚のうち一人は、「私は昭和34年11月に入社したが、申立人が入社した時、朝礼で紹介されたことを記憶しているので、申立人は自分よりも後に入社している。申立人が入社した時期は、支店がE市に移転した後だったと思う。」と証言している。

加えて、別の同僚の一人が、「入社してから2か月か3か月後に厚生年金保険に加入している。」と証言していることから、A社では、必ずしも従業員すべてについては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4779 (事案 2639 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。委員会の判断の理由の中で、昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる資料として挙げられている「厚生年金保険被保険者台帳」を年金事務所で閲覧したところ、資格喪失原因の欄には「解雇」と表示されているが、A社を解雇された事実はない。申立期間について、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、A社は、「当時、従業員の資格には、社員と雇員の区別があり、社員は昭和 19 年 6 月施行の厚生年金保険法の被保険者資格を取得させ、雇員は 17 年 1 月施行の労働者年金保険法の被保険者資格を取得させていた。申立人は、当時の社員名簿から社員（工務員）であったことが確認できることから、労働者年金保険の被保険者としていなかった。」と回答しており、ほかに、労働者年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。委員会の判断の理由の中で、昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる資料として挙げられている厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因の欄には『解雇』と表示されているが、A社には定年退職した 53 年 1 月 31 日まで継続して勤務しており、解雇された

事実は無い。」と主張して、申立期間について、再度申し立てたものである。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因の欄に「解雇」と表示されていることについて、日本年金機構は、「当時の取扱いの詳細は不明だが、多くの被保険者台帳において、『解雇』の表示がされており、現在一般に考えられている解雇とは違う意味で表示されているものと考えられる。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 22 日から同年 9 月 22 日まで
前の勤め先から間を空けずにA社に入社し、同社B支店で部品の仕分けなどをしていた。雇用保険の離職票があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事関係資料及び申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時は、入社後3か月から1年間の試用期間があり、本採用後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険加入者名簿によると、申立人の資格取得年月日は、昭和43年9月22日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、入社時期より2か月から3か月後に被保険者資格を取得している旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から6年6月まで

私は、平成元年3月にA社に入社し、6年7月まで勤務した。

年金記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額は、実際に支払われていた給与額より低いことが分かった。

しかし、現在の記録より支払われていた給与額は高かったのは確かなので、支払われた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同日に被保険者資格を取得した男性の同僚の標準報酬月額と同額である上、申立人の資格取得日前後に資格取得している男性の同僚17人の標準報酬月額の記録は、いずれも申立人と同様に推移していることが確認できる。

また、当該17人の同僚のうち一人は、「給与明細書を保管していないが、標準報酬月額と実際に支払われていた給与は相違ないと思う。」と証言しているほか、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳により、申立人は、申立期間のうち、同基金に加入していた平成4年4月1日から6年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、保存期間経過のため保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について

確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月ごろから35年2月1日まで

私は、昭和34年8月ごろから38年2月ごろまでA社に勤務していたが、ねんきん特別便によると、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言により、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の事務を総括していた者は、「申立期間当時、見習期間があった。」と回答しているとともに、申立人と同日（昭和35年2月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚5人のうち3人は、「資格取得日の半年ぐらい前に入社した。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社における縫製部の後継会社であるB社は、平成17年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4783（事案439の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から33年7月1日まで

前回の申立てについて、平成20年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、A社から、第三者委員会事務室が同社に対して照会した文書を取り寄せたところ、同社は申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付をしたとの回答がなされていることが判明したので再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が保管する通報簿の記録及び同僚の証言から、申立人が同社において勤務していたことは認められるものの、当該通報簿によると、昭和32年3月から同年4月までに入社した5人の同僚のうち、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、1人のみであり、当該同僚の資格取得時期も、入社から1年後であることが確認できるとともに、申立人が記憶している上司は、既に死亡しており、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社から第三者委員会に対する回答の写しを入手したところ、同社は申立てどおりの届出及び納付をしたと回答していることが確認できるので、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当初、A社が当委員会に対し、申立人の申立てどおりの届出及び納付を行ったと回答した理由について、同社は、「現在は、入退社と同日付けで

被保険者資格の得喪に係る届出を行っているので、申立期間当時も、おそらく同様の取扱いであったものと考え、回答したが、申立期間当時の事務担当者は明らかでなく、実際には、当時の取扱いについて分からない。」と回答しており、当初の回答は、申立人に係る被保険者資格の得喪を確認できる関係資料等の根拠に基づくものではない。

また、A社から提出された通簿簿及びオンライン記録によると、上述のとおり、実際には、申立人と同時期に入社した5人の同僚のうち、厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは1人のみであり、申立人と同様に、複数の同僚についても被保険者記録が無いことが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月16日から30年5月1日まで
② 昭和30年5月1日から33年8月1日まで

申立期間について脱退手当金を受領したことになっているが、受領した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその後3ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和33年8月の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者9人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人について支給記録が確認でき、このうち6人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね6か月以内に支給決定がなされており、かつ、同僚は、会社から脱退手当金の説明を受け、代理請求してもらったと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務したA社及びB事業所の両社の被保険者期間がその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4785

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月8日から35年12月8日まで

私は、A社を定年退職したため、社会保険事務所（当時）へ手続に行った際、「あなたはB社を退職した時に、同社の脱退手当金を受給した。」と言われた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和35年12月の前後1年以内に、B社において資格喪失した女性100人（申立人を除く。）のうち、脱退手当金の受給資格を有する81人について確認したところ、53人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち50人が、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている。

また、脱退手当金の支給決定日が同一日の者が複数見受けられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給記録に記載されている金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年2月6日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給決定前の35年12月27日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していることが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 16 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、第一子妊娠中に通勤が困難になり A 社を退職した。平成 20 年 6 月に社会保険事務所（当時）の被保険者記録照会回答票により、同社退職後に脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和 31 年 7 月 31 日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ、年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、54 年 8 月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を計算し、脱退手当金を支給したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月26日から32年11月21日まで
結婚退職してからは一度も会社に行ったことが無く、社会保険事務所(当時)の場所も知らなかった。一時金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年2月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。